

令和7年度港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について

報告内容

令和7年5月7日(水)に開催した港区いじめ問題対策連絡協議会の内容について報告します。

1 日 時

令和7年5月7日(水) 午前10時から11時まで

2 場 所

港区役所9階 911・912・913会議室

3 出席者

分野	構成員	
港 区 港区教育委員会	区 長 (会長)	清家 愛
	副区長 (副会長)	大澤 鉄也
	教育長 (副会長)	浦田 幹男
	保健福祉支援部長	新宮 弘章
	みなと保健所長	笠松 恒司
	子ども家庭支援部長	中島 博子
	児童相談所 所長	岡野 安成
	総務部長	湯川 康生
	学校教育部長	茂木 英雄
	子ども若者支援課長代理	笠岡 美智子
	子ども家庭支援センター所長代理 相談支援担当課長	坪井 清徳
学 校	区立小学校長会長 (御田小学校長)	齋藤 恵
	区立中学校長会長 (高松中学校長)	大島 一浩
	区内私立中学校長代表者 (広尾学園中学校長)	南風原 朝和
P T A	港区立小中一貫教育校白金の丘学園白金の丘小学校P T A会長	秋元 史樹
	港区立高松中学校P T A会長	大塚 幸太郎
人権擁護委員	子ども人権委員	菊地 まゆみ
民生・児童委員	民生委員・児童委員連絡協議会長	田中 泉
青少年委員	会長	芝 耕太郎

主任児童委員	部会長	河野 奈穂美
医 学	医師	黒木 春郎
警 察	愛宕警察署長代理	秋葉 隆之
	三田警察署長	野邊 隆之
	高輪警察署長	大越 昌幸
	麻布警察署長	高橋 季樹
	赤坂警察署長代理	倉持 宏
	東京湾岸警察署長代理	田村 知邦

【オブザーバー】

港区教育委員会	教育長職務代理者	田谷 克裕
	教育委員	鈴木 令奈

4 議 事

- (1) 令和7年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について 【資料1】
(2) 令和6年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について 【資料2】
(3) 令和7年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について 【資料3】

- (4) 関係部署におけるいじめ防止対策について
・令和6年度の取組報告及び令和7年度の取組予定 【資料4】
・「みなと子ども相談ねっと」の取組に関する報告について 【資料4-2】
・令和7年度港区青少年健全育成の方針について

- (5) いじめに関する現状について 【資料5、資料5-2】

教育指導担当課長 清水 浩和

- ・現在、全国的にいじめの認知件数は増加傾向にある。いじめの発生率を見ると、全国に比べ、港区は少ない傾向にある。
- ・令和6年度のいじめの認知件数は287件であった。小学校では認知件数が減少し、中学校では増加している。引き続き、いじめはどの学校、どの子にも起こり得るとの認識に立ち、校園長会や生活指導主任会等の研修会でいじめの認知力が高まるよう、継続的に働きかけていく。

- (6) 学校における取組について 【資料6】

① 区立小学校長会長（御田小学校長） 齋藤 恵 委員

- ・SNSに関連する指導は、家庭任せにせず、学校が保護者と連携を図りながら迅速に対応することが大切であると考えている。児童一人ひとりから正確な情報を得ることができ、事態を収束させることにつながる。
- ・学校では、セーフティ教室や情報モラル教室等、様々な場面で指導を行っている。また、各学校ごとに、SNSルールを定めている。
- ・保護者への啓発を行いながら、児童がSNSを正しく活用できるよう指導していくことが重要だと考えている。

② 区立中学校長会長（高松中学校長） 大島 一浩 委員

- ・どの学年・学級、教科でも、共通のルールで学習者用タブレット端末を活用している。

- ・毎月の生徒対象のアンケート結果等を参考に、学級活動の中で話題として取り上げたり、道徳の授業において指導したりしている。
- ・セーフティ教室や情報モラル教室では、生徒の実態に合った内容を設定し、SNSの使い方を自分事として考えさせる機会となるよう工夫している。
- ・スマートフォンやタブレット端末を適切に扱うには、フィルタリングの設定や使用時間に関するルールづくり等、保護者の理解、家庭での制限が不可欠である。保護者会や学校だよりを利用して、学校における指導や、子どもたちの実態を伝え、協力をさらに呼び掛けていく。

5 意見交換

(1) 子ども家庭支援センター所長代理 相談支援担当課長 坪井 清徳 委員

- ・被害児童保護者が、学校に来校し、加害児童から体を押されたり、引っ張られたりするという相談があった。
- ・学校において、加害児童保護者、被害児童保護者が面談を行うとともに、再発防止に向け、加害児童保護者が、加害児童に対して指導することを約束した。
- ・後日、スクールカウンセラーの紹介で、加害児童保護者と子ども家庭支援センターがつながり、子どもの学校生活について加害児童保護者から相談を受けた。また、加害児童保護者に了承を得た上で、相談内容を学校に情報提供した。
- ・加害児童は、教室に入りにくい状況であったが、学校が、子ども家庭支援センターからの情報などをもとに環境を整えたことで、教室で授業を受けることができるようになった。
- ・関係機関が連携して取り組んだことで、早期対応につながった事例である。

(2) こどもとおとなのクリニックパウルーム院長 黒木 春郎 委員

- ・加害児童保護者、被害児童保護者の面談は難しそうだが、どのように設定したか。

《回答》子ども家庭支援センター所長代理 相談支援担当課長 坪井 清徳 委員

- ・面談の設定は、学校が調整を行った。

(3) 警視庁愛宕警察署長代理 秋葉 隆之 委員

- ・小学生の保護者から、学習者用タブレット端末において、学習者用プラットフォームに別の人物にログインされ、動画投稿されたという相談があった。
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反、侮辱罪に該当する可能性があるにとらえ、捜査を行った。関係機関にアクセス履歴等の開示手続きを行ったが、保存期間が過ぎていた。防犯指導という形で、相談は終了した。
- ・アカウント、パスワードの管理体制の見直し、フィルタリングの強化等を検討していく必要があると考える。

(4) 教育指導担当課長 清水 浩和

- ・令和7年10月の学習者用タブレット端末更新に向けて、フィルタリングの強化等について検討をしている。
- ・情報モラルに関する教育については、各学校の子どもたちの実態に合わせた内容を実施しているところである。引き続き、充実を図っていく。

(5) こどもとおとなのクリニックパウルーム院長 黒木 春郎 委員

- ・加害児童・生徒側は、特性をもっており、自分自身ではいじめていることを自覚をしていない、または悪意がないという場合がある。
- ・被害児童・生徒側は、自分がいじめを受けているという自覚がなく、何年か経ってから思い出すことがある。そのような児童・生徒には、頭が痛い、おなかが痛いなどの身体症状が現れることがある。それらを見逃さないことが早期発見の鍵になる。

(6) 警視庁三田警察署長 野邊 隆之 委員

- ・学校から、児童がいやがらせを受けた腹いせに、SNSでのやりとりを動画投稿サイトにアップしたという事案が発生したという相談があった。
- ・背景も含めて事実確認を行い、加害児童、被害児童双方について、児童相談所に書面で通告した。
- ・その後、この事案をきっかけに、保護者同士のトラブルにつながったケースである。
- ・セーフティ教室では、SNSを使用したメッセージに潜む問題点に関する内容を取り上げている。

(7) 港区立小中一貫教育校白金の丘学園白金の丘小学校PTA会長 秋元 史樹 委員

- ・SNSに関するトラブルを未然に防止するためには、情報モラル教育の重要性、必要性を学校、家庭を含めてより一層考えていく必要がある。